

商標法63条等 「新華字典」案件から、未登録の馳名商標の侵害賠償について

日付: Apr 30
2020

商務印書館有限公司は万慧達に依頼して、華語教学出版社有限責任公司に対して商標権侵害及び不正競争の訴訟を提起した。

2017年12月28日、北京知的財産法院は(2016)京73民初277号の民事判決を下し、「新華字典」が未登録馳名商標であり、被告は「新華字典」(第11版)の特有の装飾を侵害する不正競争行為が存在すると認定した。

損害賠償について、従来の未登録商標に対する侵害行為があったとしても、損害賠償しないとの過去観点を覆し、登録商標の侵害賠償条文(商標法第63条)を参照し、原告の損害賠償の請求を支持し、被告に300万元の侵害賠償の責任を負わせる判決を下した。